

建設業

令和 7・8 年度君津中央病院企業団 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請書記載要領

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 11 の規定により君津中央病院企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 1 条の 2 に規定する軽微な建設工事を除く。）又は製造の請負、物品の購入若しくは賃貸借又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等に関する契約（以下「建設工事等」という。）の受注を希望しようとする方は、君津中央病院企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

現在の資格者名簿の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっておりますが、**名簿登載予定日（申請受付期間による）から令和 9 年 3 月 31 日の間**、資格者名簿に登載を希望される方は、この記載要領に定める方法により入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

※入札参加資格審査申請をされる方へ

この記載要領には、今後必要となる変更届等の様式が載せてあります。資格者名簿の有効期限が満了する令和 9 年 3 月 31 日まで保管してください。

申請先

君津中央病院企業団
〒292-8535
木更津市桜井 1010 番地
君津中央病院 事務局管財課
TEL 0438-36-1072

受付期間は、下表のとおり令和7年4月1日（火）から令和8年11月15日（日）です。
 （締切日必着）

【申請受付期間一覧表】

申請受付期間（各回、消印有効。ただし、最終回のみ必着）		名簿登載予定日
令和7年 4月 1日（火）から	令和7年 5月15日（木）まで	令和7年 7月1日（火）
令和7年 5月16日（金）から	令和7年 8月15日（金）まで	令和7年10月1日（水）
令和7年 8月16日（土）から	令和7年11月15日（土）まで	令和8年 1月1日（木）
令和7年11月16日（日）から	令和8年 1月31日（土）まで	令和8年 4月1日（水）
令和8年 2月 1日（日）から	令和8年 5月15日（金）まで	令和8年 7月1日（水）
令和8年 5月16日（土）から	令和8年 8月15日（土）まで	令和8年10月1日（木）
令和8年 8月16日（日）から	令和8年11月15日（日）まで	令和9年 1月1日（金）

郵送による受付のみとします。（**特定記録郵便**で送付してください）

郵送時に封筒の表に「建設 入札参加資格審査申請書在中」と**朱書き**してください。

第1 入札参加資格審査申請をするにあたっての注意

1. 申請は、次の申請書を提出してください。

建設業：建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条、
 別表の上欄に掲げる建設工事

提出書類（とじ込み順）		様式	備 考
	受付票（2部作成）	第1号様式	○
	入札参加資格審査カード （※A3用紙で提出のこと）	第2号様式	○
1	入札参加資格審査申請書	第3号様式	○
2	営業所一覧表	任意様式	○
3	主要取引金融機関名	第5号様式	○
4	納税証明書の写し		○
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		△
6	技術職員名簿（技術者経歴書）	任意様式	○
7	印鑑証明書の写し		○
8	使用印鑑届（※希望者のみ）	第7号様式	△
9	委任状（2部作成し、1部とじ込む）	第8号様式	△
10	許可証明書又は許可通知書の写し		○
11	I S O登録証の写し（取得している者のみ）		△
12	登記簿謄本又は身分証明書の写し及び 後見登記されていないことの証明書の写し（本人）		○

提出書類（とじ込み順）		様式	備 考
13	工事経歴書（過去2年間分）	任意様式	○
14	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し	直近のもの	○
15	返信用封筒（受付票の返信用） ※切手貼付・宛名記入 ◆他業種（測量等業・物品等業）でも申請される場合、返信用封筒は可能な限り各1枚ずつ同封		○

○…必須、△…希望者又は取得している者のみ

2. 資格審査をするうえで審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は申請日としますので、申請書を作成するときはその日現在で作成してください。

3. 入札参加資格申請することができない者

審査基準日において、次に該当する者は申請できません。

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者
- (2) 建設業にあっては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 建築の設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者。ただし、同法第3条、第3条の2及び第3条の3の規定により1級建築士、2級建築士及び木造建築士以外の者が行うことができる設計又は工事監理を除く。

4. 申請書の提出方法

当該申請書は、上記表の順番（1～14）でフラットファイル（紙表紙 2穴式A4S）にとじ込み、表紙は上段に「令和7・8年度入札参加資格審査申請書」を、下段に「商号（又は名称）」を記入し、背表紙は下段に「商号（又は名称）」のみを記入して提出してください。これ以外の記入をしたものは受付けをしません。ファイルの色は『青色』を使用してください。

なお、受付票、入札参加資格審査カード、返信用封筒（返信用封筒は切手貼付・宛名記入の上、他業種（測量等業・物品等業）でも申請される場合、可能な限り各1枚ずつ同封してください）及び委任状1部（委任状がある場合）は、とじ込まず一式をクリアファイルに入れフラットファイルと併せて郵送してください。

受付期間は、**令和7年4月1日（火）から令和8年11月15日（日）**です。（**締切日必着**）

郵送による受付のみとします。（特定記録郵便で送付してください。レターパックで郵送する場合は、レターパックライト（青）を使用してください。）

郵送時に封筒の表に「建設 入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

※なお、複数（測量等業・物品等業）の業種を同じ封筒で郵送する場合、封筒の表に例「建設・物品 入札参加資格審査申請書在中」と内容がわかるよう朱書きしてください。

5. 各証明書又は証明書の写しは、申請日以前3ヶ月以内のものとしてください。

6. 事業協同組合等の特例

事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請は、申請書のほか次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等（以下「適格組合」という。）にあつては、これを証する書類

第2 入札資格審査申請書等の書き方

（※申請書を手書きで作成する場合は、黒のボールペンで記入してください。パソコンでの作成も可。）

1. 入札参加資格審査カード（第2号様式 ※この様式は必ずA3で印刷し、提出してください。）

- (1) 「契約先所在地」欄は、契約締結等の権限を有する支店等の所在地が、企業団構成4市内（木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市）・県内・県外の何れかに○を付してください。
- (2) 「商号又名称」欄は、本社名、住所（※登記簿に記載されている通りの住所を記入してください。「例：登記簿記載住所が〇〇1丁目2番3号の場合、〇〇1-2-3とハイフン表記しないこと。」）、郵便番号、代表者の役職名、代表者名、電話番号、ファックス番号、法人番号を記入してください。
- (3) 「契約先」欄は、契約締結等の一切の権限を支店等に委任する場合のみ、その支店等を記入してください。本社等契約の場合は、同上と記入してください。
- (4) 「連絡先」欄は、本企業団から指名等の連絡を受ける営業所等を記入してください。連絡先が契約先と同じ場合は、同上と記入してください。
- (5) 以下の表に基づき、入札参加資格審査カード欄に対応する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の数値を記入してください。

入札参加資格審査カード	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
資本金	資本金額
年間平均完成高	完成工事高

入札参加資格審査カード	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
自己資本金	自己資本額
経常利益	経常利益
「１級技術者数」・「２級技術者数」及び「その他技術者数」	技術職員数欄の「１級」・「２級」及び「その他」
総職員数	上記技術職員数＋事務等職員の総合計
営業年数	営業年数

- (6) 「その他技術者数」欄に、事務等職員は含めないでください。
- (7) 「総職員数」欄は、「１級技術者数」・「２級技術者数」及び「その他技術者数」と事務等職員を含めた、総職員数を記入してください。
- (8) 「建設業労働災害防止協会」欄は、加入状況に応じ加入・未加入に○を付してください。
- (9) 「消費税及び地方消費税課税区分」欄は、消費税及び地方消費税の課税業者は課税ありに、非課税業者は課税なしに○を付してください。
- (10) 「法人番号（13桁）」欄は、法人の場合のみ13桁の法人番号を記入してください。
- (11) 「適格請求書発行事業者の登録」欄は、2023年10月1日から開始された請求書の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に登録申請済みの場合は登録番号を記入してください。登録していない場合は登録なしに○を付してください。
- (12) 指名希望業種表の「コード」欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づき、君津中央病院企業団から指名を希望する業種のコードに○を付してください。
- (13) 「許可区分」欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づき、特定：特定建設業、一般：一般建設業の何れかに○を付してください。
- (14) 「年間平均完成高」欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の該当工事の「完成工事高」欄の平均金額を記入してください。
- (15) 「総合評定値（P）」欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の該当工事の「総合評定値（P）」欄の数値を記入してください。

2. 入札参加資格審査申請書（第3号様式）

- (1) 申請書の宛名は、「**君津中央病院企業団 企業長 田中 正**」です。
- (2) 「住所」は、本社の所在地を記入し、「商号又は名称」「代表者氏名」記入のうえ、代表者の実印（印鑑証明書と同一印）を押してください。（個人の場合は代表者の実印のみ。）

3. 納税証明書（コピー可。発行後、3か月以内のものに限る。）

		法人		個人	
		種別	発行先	種別	発行先
千葉県内事業所の有無	有	千葉県税完納証明書（その2）	千葉県	千葉県税完納証明書（その2）	千葉県
		法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）	税務署	所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）	税務署
	無	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）	税務署	所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）	税務署

4. 印鑑証明書（コピー可。発行後、3か月以内のものに限る。）

印鑑証明書は、法人にあっては代表者のものを提出してください。

5. 使用印鑑届（第7号様式）

使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあっては、登記していない印鑑）を企業団との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出してください。

（※印鑑証明書の印鑑と同じ印鑑を使用する場合は、使用印鑑届の提出は不要です。）

6. 委任状（第8号様式）

委任状は、県外等に主たる営業所を置く者が、代理人に期間を定め入札等の一切の権限を委任する場合に提出してください。受任者の使用印は、使用印鑑届の使用印を押印してください。委任期間は名簿登載予定日から令和9年3月31日です。

7. 営業上必要な許可（登録）証明書の写し

次の許可（登録）を受けている場合は必ず書類の写しを提出してください。その他の許可又は認可を要する営業にあっても、当該許可又は認可を受けたことを証する書類の写しを提出してください。なお、提出日において有効期間が切れているものについては、付箋に申請中の旨を記入し、併せて提出目安の月日を記入しておいてください。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の都道府県知事の登録
- (2) 財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク
- (3) 廃棄物処理許可証

8. 登記簿謄本（コピー可。発行後、3か月以内のものに限る。）

登記簿謄本は、法人又は支配人登記をしている場合に必要であり、それ以外の個人に

あつては身分証明書及び後見登記されていないことの証明書を提出してください。

9. 変更の届け出

入札参加資格を得た後に次の事項について変更があった場合、又は営業を休止若しくは廃止した場合（11. の場合を除く）は、別紙第9号様式にその事実を証明する書類を添付して、直ちに届け出てください（様式は当院ホームページからダウンロードできます）。

入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、郵送により行うことができます。この場合は返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。また、技術職員を新たに追加しようとする場合は、社会保険の標準報酬月額決定通知書又は源泉徴収簿及び資格等を証する書類の写しを提示書類として持参してください。変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしない場合は、資格者名簿から抹消されることがあります。

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の差替えは行っておりません。

変 更 事 項	添 付 書 類
1 許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む。）	許可証明書又は許可通知書の写し
2 業種の追加	（※物品等業のみ）
3 登録番号	登録証明書の写し
4 商号又は名称	登記簿謄本の写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状（2部）
5 主たる営業所の所在地	登記事項であればその謄本の写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状（2部）
6 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその謄本の写し
7 法人にあつては、代表者	登記簿謄本の写し、印鑑証明書の写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状（2部）
8 登録している印鑑（法人にあつては、登記している印鑑）	印鑑証明書の写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状（2部）

変 更 事 項	添 付 書 類
9 指名通知等を受ける事務所の電話番号、FAX番号	
10 代理人に係る事項	委任状（2部）
11 使用印鑑	使用印鑑届及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状（2部）
12 技術職員	技術職員名簿及び資格を証明する書類

10. 入札参加資格の承継

入札参加資格を得た後に入札参加資格を他の者に承継する場合は、別紙第10号様式に次の書類を添付して直ちに届け出てください。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

11. 入札参加資格の抹消

入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消されます。

- (1) 第1の3.（1）から（2）までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

12. 入札参加資格の停止

入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間、その者の資格は停止されます。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6箇月が経過する日まで
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の民事再生手続開始の決定が行われる日まで